

D分科会 テーマ③会計検査院の实地調査

講 師：小瀬 孝雄 氏

(日本私立学校振興・共済事業団)

運営委員：池 田 徹

長 岡 寛 治

私立大学等経常費補助金は特定の経費に対する補助金ではなく、文字通り日常的・経常的な経費に対する補助を趣旨とする補助金であるので、会計検査院の实地検査の対象も教育研究に要する経費のみならず、教職員の給与費や福利費にまで及ぶ範囲の広いものとなっております。この分科会では経常費補助金の補助要件や交付額計算のしくみにも触れながら、实地検査に対応する上で必要な留意点や検査動向について、講師には昨年に引き続き、日本私立学校振興・共済事業団から助成部の小瀬孝雄次長を講師にお招きして研修を行いました。

研修では、前半は实地検査の目的・検査の対象・不当事項となった場合の取扱い等に関する原則に簡単に触れた後、自校の申請書類をチェックする際に欠かせない補助金交付額の計算過程について一般補助と特別補助に分けてパワーポイントによるわかり易い解説が行われました。

後半は、今年度の検査経過・検査法人数や学校数の推移・具体例に基づく過去5年間の不当事項や指摘事項について詳しい説明があり、またそれらに基づく今後の検査動向や留意点についても、以下のように検査を受ける側の視点に立った心構えが述べられました。

- ① 補助金の仕組みを理解した上で、交付額にどのように影響するかという観点から自校の申請書類（各調査表）の見直しを行う。
- ② 「学校全体が検査を受ける」という観点に立って、関係する部署それぞれと日常的に協力体制をつくっておく。
- ③ 「不当事項」として内閣・国会へ報告されるのは100万円以上の過交付だが、それ以下の場合も「指摘事項」として返還・減額については不当事項と同様の取扱いとなるので留意が必要。
- ④ 最近では経常費補助金の検査時に文科省直接補助の補助金（科研費等公的研究費含む）の検査も同時実施する傾向があるので留意が必要。

实地検査を補助金計算のしくみとセットで解説する研修は、毎年6月に全国7ヶ所で行われる事業団主催の説明会を除けばたいへん少なく、参加者は高い関心を示しました。